

岡崎市ホームページ広告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、岡崎市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及び岡崎市広告掲載基準（以下「基準」という。）に基づき、岡崎市が公開・管理するホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、「バナー広告」とは、ホームページ内に表示する広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(広告の範囲等)

第4条 広告主及び掲載する広告の内容等については、要綱及び基準に基づくものとする。

2 前項の規定は、広告のリンク先（リンク先ページと関係が深いと市が認められたリンク先を含む）のホームページの内容についても準用する。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は1カ月単位とする。

(広告の規格等)

第6条 市ホームページに掲載する広告の規格等は、次のとおりとする。

(1) 大きさは、縦60ピクセル、横120ピクセルとする。

(2) 形式は、G I FまたはJ P E G形式とする。

(3) データ容量は、50KB以下とする。

2 次の表記、構造は禁止する。

(1) 動画、アニメーション、静止画像の切り替え（反転表示）等

(2) 市ホームページのコンテンツの一部として錯誤しやすいデザイン

(3) 広告主、商品、サービスのいずれかを現す文字情報が全くないもの、または確認・判別が困難なもの

(4) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン

(5) アラートマーク

- (6) ラジオボタン
- (7) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (8) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

（広告枠の売り渡し方法）

第7条 広告枠は、広告主又は広告代理店に適正な価格で売り渡すものとする。

（募集要項）

第8条 広告の募集及び選定は、次に掲げる事項を記した「募集要項」で行う。

- (1) 広告を掲載するホームページのURL
- (2) 広告枠の売り渡し方法
- (3) 広告の掲載位置
- (4) 広告の枠数
- (5) 広告の募集期間及び掲載期間（掲載開始日及び終了日）
- (6) 広告料に関する事項
- (7) その他、広告の募集、選定に関し必要な事項

（広告掲載の申込受付）

第9条 広告の掲載申込受付は、別紙様式1「市ホームページバナー広告掲載申込書」を広告主（広告枠を広告代理店に売り渡した場合は当該広告代理店）から受理して行う。

（広告主の審査及び決定）

第10条 広告を募集した課等の長は、前条の申込を受付後、要綱、基準及び本要領に基づき、広告主及び広告を審査し、掲載する広告を決定する。

- 2 前項の決定は、別紙様式2「市ホームページバナー広告掲載決定通知書」を広告主（広告枠を広告代理店に売り渡した場合は当該広告代理店）に交付して行う。

（広告主の資格確認）

第11条 市は、広告主について、岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書第3条の情報交換に基づき、警察署長に対し、照会し確認することができるものとする。

- 2 市は、広告主について、岡崎市税に滞納のないことを確認することができるものとする。
- 3 広告主は、前2項について確認するため市が求めた場合には、別紙様式3「市税納付状況及び暴力団排除に係る調査承諾書」を提出しなければならない。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 13 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。